

○武蔵野大学特任教員規程

(昭和57年 4月 1日)

改正	昭和59年	4月	1日	平成9年	7月	1日
	平成17年	2月	8日	平成21年	4月	1日
	平成23年	5月	24日	平成23年	12月	1日
	平成25年	4月	1日	平成26年	4月	1日
	平成28年	1月	1日	平成30年	4月	1日
	令和2年	6月	1日			

(目的)

第1条 本学の教育、研究活動に資するために、特任教員の制度を設ける。

(特任教員の定義)

第2条 大学教員等の任期に関する法律第5条に基づく任期制教員として、本学の教育方針に賛同し、労働契約によって、嘱任された者を特任教員という。

2 特任教員は、本学以外に専任の職務につくことはできない。

(特任教員の任用)

第3条 特任教員の任用期間は、5年以内とし、必要があると認めたときは、再任することができる。ただし、任用期限は満65歳に達した日の属する学年度の末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が必要と認めた者については、任用期限を満75歳に達した日の属する学年度の末日までとすることができる。

また、大学院研究科専攻又は学部学科等の設置のため、理事会が特に必要と認めたと特任教員については、当該研究科専攻又は学部学科等の完成年度末までの間、任用期限を延長することができる。

3 任期中又は任期満了後に本人の同意を得て定年制の特任教員へ移行する場合がある。

4 特任教員に任用されるものは、特任教員就任承諾書(別紙様式)を理事長に提出しなければならない。

5 再任又は定年制移行の判断については、次の基準を総合判断してその可否を決定する。

(1) 教育・研究組織又は教育課程の改編等により判断する。

(2) 任用期間中の教育・研究の業績により判断する。

(3) 任用期間中の勤務成績、態度又は職務能力向上の見込みにより判断する。

(4) 学校法人の経営状況により判断する。

6 再任しない場合は、少なくとも任用期限の30日前までに予告する。

(特任教員の職務)

第4条 特任教員は、原則、授業(学外実習を含む)、研究に従事する。また、学長は本学の教育研究に必要と認められる場合に限り、特任教員に大学(附置機関を含む)の業務について委嘱することができる。

(特任教員の給与、賞与及び退職金)

第5条 特任教員の給与、賞与及び退職金の支給については、別に定める。

(研究費)

第6条 特任教員の研究費の支給については、別に定める。

(就業規則)

第7条 第4条と第5条に定める以外の就業条件については、武蔵野大学文学部、グローバル学部、グローバル・コミュニケーション学部、法学部、経済学部、政治経済学部、人間科学部、工学部、環境学部及び教育学部教員就業規則又は武蔵野大学薬学部教員就業規則又は武蔵野大学看護学部教員就業規則を準用するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

1 この内規は、昭和57年4月1日から施行する。

2 「武蔵野女子大学・同短期大学部における定年を越えた教授の任期に関する規程」は

廃止する。

- 3 この内規の運用については別に定める「取扱要領」によるものとする。

附 則

この内規は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（第3条、第4条改正、第7条削除、前記附則3改正）

この内規は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成17年3月31日に在職する者の任用期限は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月24日から施行し、平成23年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（第3条第2項改正）

この規程は、平成28年1月1日から施行する。なお、第3条第2項に定める学部学科等には、千代田インターナショナルスクールを含むものとする。

附 則（第3条第2項改正）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（専務理事及び学院長並びに学内理事者会の廃止に伴う規程改正規程制定による改正）

この規程は、令和2年6月1日から施行する。